

議案の各派態度表

(○賛成 ×反対)

議案名	公明党	大阪維新の会	日本共産党	自民党クラブ	東大阪創生会	新政策研究会	自民党大志会	新社会党	正鶴の会	草莽の会	つばさの会	東大阪立志の会	蓮の会	東大阪明政の会
6月9日 議決分														
名誉市民の称号を贈るにつき同意を求める件 平成28年度東大阪市一般会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成28年度花園中央公園多目的球技広場改修工事に関する請負契約締結の件 東大阪市立立新高等学校校舎耐震補強その他工事に関する請負契約締結の件 東大阪市立立新高等学校校舎耐震補強その他機械設備工事に関する請負契約締結の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(仮称)市立小阪認定こども園整備工事に関する請負契約締結の件 (仮称)市立繩手南認定こども園増築及び耐震補強その他工事に関する請負契約締結の件	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※ 東大阪市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月24日 議決分														
東大阪市税条例の一部を改正する条例制定に関する専決事項報告の件 東大阪市立障害児者支援センター条例制定の件 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件 東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件 東大阪市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例制定の件 東大阪市休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定の件 高等学校における費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件 平成28年度東大阪市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回) 財産取得の件(布施駅前再開発ビル) 財産取得の件(化学消防ポンプ自動車)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成28年度東大阪市一般会計補正予算(第2回)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に関する専決事項報告の件 平成27年度東大阪市一般会計補正予算(第7回)に関する専決事項報告の件 東大阪市立認定こども園条例制定の件 地方独立行政法人市立東大阪医療センターの重要な財産を定める条例制定の件 地方独立行政法人市立東大阪医療センターへの職員の引継ぎに関する条例制定の件 東大阪市情報公開条例等の一部を改正する等の条例制定の件 財産取得の件(ラグビー場関連施設用地) 地方独立行政法人市立東大阪医療センターに承継させる権利を定める件	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農業委員会委員任命の同意を求める件	○	○	○	○除斥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財産区管理委員選任の同意を求める件 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※ 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書決議の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※ 東大阪市議会政務活動費の交付に関する条例の停止に関する条例制定の件	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
よりよい子育て環境の実現を求める請願の閉会中継統審査 公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の撤回を求める請願の閉会中継統審査	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
全図書館の指定管理者制度移行及び新東部地域図書館と新永和図書館建設計画の再検討を求める請願の閉会中継統審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議会議案

市議会本会議と各常任委員会・特別委員会の審査をインターネットで生中継・録画配信しています。
東大阪市議会ホームページからご覧いただけます。
●ホームページアドレス
<http://higashiosaka.gijiroku.com/gikai/>

本会議は誰でも傍聴することができます。
傍聴を希望される方は、本会議当日、総合庁舎二十一階の傍聴受付(本会議開催日の午前九時三十分から受付)までお越しいただき、傍聴人名簿に住所・氏名を記入し、傍聴席に入場してください。
なお、傍聴できる定員は、固定席八十六席・車いす席六席となっております。
定員を超えた場合には抽選となります。
また委員会の傍聴についても、本会議に準じた取り扱いをしていますが、傍聴席は七席、受付は十九階となりますのでご注意ください。
詳しくは議会議事事務局(〇六一四三〇九一三二九四)までお問い合わせください。

議会を傍聴しませんか